

議案第 5 5 号

狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 1 4 号中「後 8 週間」を「以後 1 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国家公務員の特別休暇制度の改正に鑑み、男性職員の育児参加のための特別休暇の対象期間を拡大したいので、この案を提出するものである。